

第6章

保存

- 6-1 保存の方向性
- 6-2 保存管理の方法
- 6-3 植栽管理
- 6-4 現状変更等の取扱い
- 6-5 周辺環境の保全等
- 6-6 特別史跡追加指定等の考え方
- 6-7 指定地の公有化

6-1 保存の方向性

保存における現状・課題を踏まえ、以下に保存の方向性を示す。

保存の基本方針

名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、
特別史跡全体の保存管理を厳格に行う。

保存の方向性

- 本計画の保存管理方法に従い、現存遺構等の適切かつ厳格な保存管理を行う
- 本計画の植栽管理方針に従い、城跡としての風致を維持・向上させる植栽管理を行う
- 本計画の現状変更等の取扱方針・基準に従い、本質的価値を著しく損なうことなく保存・活用事業を進める
- 周辺地域の歴史的な環境保全や名古屋城を中心とした景観形成を行い、地域一体として歴史的価値を高める
- 特別史跡指定地外の現存遺構等を適切に保存するために、特別史跡追加指定等に向けた取組みを推進する
- 特別史跡指定地内の一体的な保存ができるよう、民有地公有化の必要性を検討する

■本計画の保存管理方法に従い、現存遺構等の適切かつ厳格な保存管理を行う

本計画で定める現存遺構等をはじめとした特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素についての保存管理方法に従い、適切かつ厳格な保存管理を行う。

■本計画の植栽管理方針に従い、城跡としての風致を維持・向上させる植栽管理を行う

本計画で定める植栽管理方針に従い、遺構の保存や城郭としての歴史的景観の向上、来場者の安全確保等、城跡としての風致を維持する植栽管理を行う。

■本計画の現状変更等の取扱方針・基準に従い、本質的価値を著しく損なうことなく保存・活用事業を進める

本計画で定める特別史跡指定地全体としての現状変更等の取扱方針・基準に従い、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく保存・活用事業を円滑に進める。

■周辺地域の歴史的な環境保全や名古屋城を中心とした景観形成を行い、地域一体として歴史的価値を高める

名古屋城の遺構等が残されている周辺地域の環境保全や、名古屋城を中心とした景観形成により、名古屋城のみでなく地域一体としての歴史的価値を高める。

■特別史跡指定地外の現存遺構等を適切に保存するために、特別史跡追加指定等に向けた取組みを推進する

特別史跡指定地外の現存遺構等を適切に保存するために、二之丸等の特別史跡未告示区域の解消や三之丸の門跡等の未指定区域の追加指定に向けた取組みを推進する。

■特別史跡指定地内の一体的な保存ができるよう、民有地公有化の必要性を検討する

特別史跡指定地内の保存を一体的なものとするため、現在ある民有地について指定地としての取扱いを整理し、その上で公有化の必要性を検討する。

6-2 保存管理の方法

6-2-1 各構成要素の保存管理方法

各諸要素について、保存管理方法の共通事項を以下に定める。

(I) 本質的価値を構成する諸要素

1) 近世に形成された諸要素

①曲輪

- ・旧状を維持している部分は、現状を維持する保存管理を厳格に行う。
- ・旧状を残していない部分は、調査研究成果を踏まえ、取扱いについて検討していく。

②虎口

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・良好な状態で現存する場合は、石垣等と併せて日常の維持管理で劣化状況を把握し、保存管理を厳格に行う。
- ・毀損・衰亡している場合には、発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた修復整備を行う。

③石垣

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・石垣カルテを作成し、特別史跡名古屋城跡全体の石垣の現況及び崩落等の危険度、各時代における修復や改変、災害や戦災等による被害や修復の内容等を把握するとともに、日常的な観察及び維持管理を行い、必要に応じて石垣カルテの追加・更新を実施する。
- ・石垣カルテを踏まえて、石垣の保全方針を定める。
- ・石垣カルテにより把握された来場者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険度が高い部分については、保全方針に基づき石垣の維持保全・修復整備の方法及び計画等の検討を行う。
- ・危険度の高い部分については、計測等により変化の観測を行うとともに、発掘調査等の詳細調査により不安定化の原因の把握を行う。
- ・把握された不安定化の原因から、石垣の修復整備方法の検討を行う。修理及び修復整備方法については、解体修理だけではなく、応急的処置や部分補修、部分補強など解体を伴わない方法についても選択肢とする。
- ・解体修理を行う場合には発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた適切な修復整備を行う。
- ・石垣カルテ等から石垣に悪影響があると判断された樹木は除伐を行う。また、石垣表面を被覆する草木類については、除草を適切に行い、顕在化を図る。

④土塁

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・良好な状態で現存する場合は、日常の維持管理を適切に行い、地形（遺構）の保存管理を厳格に行う。
- ・毀損・衰亡している場合には、連続した地形の維持に努め、発掘調査や史資料調査等の成果に基づき修復整備を行う。
- ・除草などの日常の維持管理を適切に行い、景観保全に努める。

⑤堀（空堀）

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。

- ・良好な状態で現存する場合は、日常の維持管理を適切に行い、地形（遺構）の保存管理を厳格に行う。
- ・毀損、衰亡している場合には、連続した地形の維持に努め、発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた修復整備を行う。
- ・除草などの日常の維持管理を適切に行い、景観保全に努める。

⑥堀（水堀）

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・水面の堆積物・浮遊物の除去及び堤部の除草などの日常の維持管理を適切に行い、水質環境保全、景観保全に努める。
- ・水質調査等の継続と推進を図り、水質保全のための適切な措置を講ずる。
- ・外来種生物の持ち込み等を防ぐため、水堀周辺への警告用の看板の設置や巡回を強化する。

⑦地下遺構

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・発掘調査等により名古屋城に関連する新たな遺構が発見された場合は保存し、出土遺物は適切に保存管理する。

⑧二之丸庭園

- ・『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書（平成25年（2013））』に基づき、保存管理を厳格に行う。

⑨建造物等

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・良好な状態で現存する場合には、日常の維持管理を適切に行い、保存管理を厳格に行う。
- ・毀損している場合には発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた適切な修復整備を行う。
- ・修復整備等に当たっては遺構の保存を前提とする。とりわけ石垣上における修復整備等に当たっては、石垣の劣化状況等に関する現況調査を実施するとともに、石垣の保存を確実に図るため石垣に悪影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。

⑩井戸（近世に形成されたもの）

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。
- ・良好な状態で現存する場合は、日常の維持管理を適切に行い、保存管理を厳格に行う。
- ・毀損、衰亡している場合には、発掘調査や史資料調査等の成果に基づいた修復整備を行う。

⑪天守礎石

- ・現存遺構の適切な保存管理を行う。

⑫名古屋城のカヤ

- ・『名古屋城天然記念物「カヤ」調査報告及び保存計画』及び『国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」調査報告及び保存計画』に基づき、保存管理を厳格に行う。

2) 補完する諸要素

- ・名古屋城の歴史を継承していくものとして、保存管理を厳格に行う。
- ・適切な温湿度の環境において保存管理を行う。

①旧本丸御殿障壁画

- ・昭和61年度（1986）から行っている修復整備事業を継続する。
- ・今後は、天井板絵の下地補強も含めた解体保存修理を行うとともに、既に保存修理の完了した障壁画についても継続的に現状調査及び点検修理を行う。

②金具類

- ・部材や着色法等の分析調査を継続する。

（Ⅱ）本質的価値の理解を促進させる諸要素

1) 復元建造物、外観復元建造物

- ・歴史的景観を形成する文化財として、日常の維持管理を適切に行い、保存管理を行う。
- ・維持管理に必要な行為や軽微な補修等については、建造物と一体となった石垣等の本質的価値を構成する諸要素の保存を優先しながら適宜実施する。
- ・修復整備等にあたっては遺構の保存を前提とする。とりわけ石垣上における修復整備等にあたっては、石垣の劣化状況等に関する現況調査を実施するとともに、石垣の保存を確実にするため石垣に悪影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。

（Ⅲ）歴史的経緯を示す諸要素

1) 近代に形成された諸要素

①石垣・土塁・堀

- ・近世に形成された石垣等が持つ本質的価値が顕在化するよう、調査研究成果を踏まえ、近代以降に新たに形成された石垣等の取扱いについて検討していく。

②地下遺構

- ・遺構の性格や整備等の関係の中で保存管理方法を検討していく。

③乃木倉庫

- ・再現することが容易でないものとして国の有形文化財に登録されていることを踏まえ、保存管理を行う。

（Ⅳ）その他の諸要素

1) 井戸（近代以降に形成されたもの）

- ・特別史跡内における必要性等を踏まえ、取扱いについて検討していく。

2) 石碑など

- ・特別史跡内における必要性等を踏まえ、取扱いについて検討していく。

6-3 植栽管理

特別史跡名古屋城跡の風致の維持・向上に寄与し、城郭としての風格を形成する植栽となるよう4-1-3の植栽管理状況を踏まえ、以下のとおり管理方針を定める。

また、計画的に植栽管理を行うため、各地区の特徴を踏まえたメリハリのある維持管理や、周辺の植栽にも留意した特別史跡名古屋城跡の植栽管理計画を策定する。

(1) 遺構の保存を目的とした植栽管理

- ・石垣上部や建造物遺構等に近接し悪影響を与えている樹木は、遺構の保存のため除伐する。

(2) 城郭としての歴史的景観を高める植栽管理

- ・城郭としての景観を形成している石垣などの遺構を被覆、繁茂している草本類は、遺構の顕在化のため適切に除草を行う。
- ・遺構や天守閣への眺望を阻害している樹木は適切な剪定や除伐により眺望を確保する。また、繁茂や密集により辺りを暗くしている樹木についても適切な剪定や除伐を行い、城郭としての歴史的景観を高める。
- ・城郭としての歴史的景観にふさわしくない外来種の樹木は計画的に除伐する。

(3) 来場者の安全を確保する植栽管理

- ・土塁法面に傾いて植わっている樹木や、石垣上等から園路・建物上に向かって植わっている樹木など倒木や枝折れによる来場者への危険性がある樹木は、適切な除伐や剪定等により来場者の安全を確保する。

(4) 四季を彩る植栽管理

- ・サクラ類やモミジ類をはじめとする植栽は四季ごとの特徴的な景観を形成していることから市民に親しまれている。これらを適切に維持管理するとともに計画的な更新についても検討する。

(5) 『金城温古録』等の記録を踏まえた植栽管理

- ・『金城温古録』等に記録されている植栽と同位置・同種の植栽については、往時の景観を偲ばせるものであることから適切な維持管理を行う。また、今後新たな植栽を検討する際には『金城温古録』等の記録を参考とする。

6-4 現状変更等の取扱い

6-4-1 現状変更等の取扱い方針

特別史跡名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく後世に継承するため、現状変更等の取扱い方針として、特別史跡の保存・公開・活用を目的とする行為以外は原則として認めないこととする。

6-4-2 現状変更等の取扱い基準

現状変更等の取扱い方針に基づき、特別史跡指定地内において想定される様々な現状変更等について、具体的な取扱い基準を定める。

(1) 現状変更等の行為

特別史跡名古屋城跡で想定される現状変更等の行為は、以下のとおりである。

- 1) 発掘調査等及び調査成果に基づく保存・活用のための整備
- 2) 道路・橋梁の管理のための修繕・改修工事
- 3) 公園施設などの管理のための修繕・改修工事
- 4) 建築物・構造物の新築、増築、改築、移転または除却
- 5) 工作物・土木構造物の新築、増築、改築、移転または除却
- 6) 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋立てなどの地形の変更
- 7) 木竹の伐採、植樹
- 8) 地下埋設物の設置、改修
- 9) 建築物・工作物などの意匠・色彩変更
- 10) その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為

(2) 現状変更等が認められない行為

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準に基づき、下記の行為については現状変更等は認められない。

- 1) 本計画に定める基準に反する場合
- 2) 特別史跡の滅失、毀損または衰亡のおそれがある場合
- 3) 特別史跡の景観または価値を著しく減じると認められる場合

(3) 現状変更等の取扱い

1) 許可を要しない行為

文化財保護法第125条のただし書きでは、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とあり、当該条文に基づき、以下の行為については許可を要しない。

①維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第4条に基づき、維持の措置の範囲は以下のとおりであり、具体的な事例を併せて示す。

- (i) 特別史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく特別史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについ

ては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

※極めて小規模な場合のみとする。

(ii) 特別史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

・石垣・土塁等の崩落やそのおそれがある際に土嚢等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為 等

(iii) 特別史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

※人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要性のある場合を除き、き損等箇所の復旧を可能な限り図ることが必要であるため、本規定は原則として適用しない。

②非常災害のために必要な応急措置

具体的な事例を以下のとおり示す。

- ・地震、台風、火災等の非常災害の際の石垣、建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置
- ・立ち入り禁止柵等安全確保のため必要な工作物の設置
- ・被災した市民・来場者の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置 等

③保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」とは、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない維持管理行為とし、具体的な事例を併せて示す。

(i) 石垣・堀・土塁の維持管理行為

- ・石垣面の清掃（石垣間及び表面に繁茂した草本類の除去、枯損木・倒木・落枝処理、支障木剪定）
- ・堀、水路を維持する日常管理（芥さらい、水路などの清掃、小規模な浚渫など土砂堆積物の除去等）
- ・土塁法面の清掃、植栽の日常的な手入れ（枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、草刈など）

(ii) 道路・橋梁の維持管理行為

- ・道路、橋梁の日常的な管理、簡易な補修（路面の小規模な応急補修、高欄破損の応急措置、街灯などの清掃・保守点検、ガードレール、柵などの塗り替え（同系色の塗装）や破損・劣化による応急措置及び部分的な取替えなど）

(iii) 公園としての維持管理行為

- ・植栽の日常的な手入れ（枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈など）
- ・公園灯などの清掃・保守点検、路面の清掃及び簡易な補修、柵などの補修（小規模な塗り替え（同系色の塗装））

(iv) 建築物、工作物の維持管理行為

- ・建築物、工作物等の日常的な清掃・保守点検及び簡易な修繕
- ・電線、ケーブル等の張替え、取替え

(v) その他の日常的な維持管理行為

- ・土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等

2) 市教育委員会が行う現状変更等に係る許可等

文化財保護法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法第184条の規定に基づく文化財保護法施行令第5条第4項及び法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準に以下のとおり規定されており、現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む。）を市の教育委員会が行う。

①小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、又は改築

※以下の場合、許可の範囲に含まれない。

- ・新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ・改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- ・新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合

※新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する（文化財保護法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

※新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をし、除却と併せて許可を得るものとする。

②工作物（建築物を除く。以下この②において同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

※工作物には以下のものを含む。

- ・小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ・既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ・小規模な観測・測定機器
- ・木道

※「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

※「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

※道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

※工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する（文化財保護法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

③文化財保護法第115条第1項（文化財保護法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特別史跡の管理に必要な施設の設置、又は改修

※「特別史跡の管理に必要な施設」とは、文化財保護法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

※設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な

最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。

- ④電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ※「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
 - ※「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
 - ※設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。
- ⑤建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ※除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、許可の範囲に含まれない。
 - ※除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、許可を要する(文化財保護法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- ⑥木竹の伐採
- ※「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
 - ※「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
 - ※文化財保護法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には許可を要しない。
- ⑦特別史跡の保存のため必要な試験材料の採取等
- ※「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として特別史跡の現状を適切に把握するために行われる土嚢、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
 - ※学術研究のために行われるものなど、特別史跡の保存を目的としない試験材料の採取については、許可の範囲に含まれない。

3) 文化庁長官が行う現状変更等の許可等

(1)に示した現状変更等の行為のうち、(3)-1)及び2)に示した行為以外については、文化庁長官の許可が必要である。

(4) 現状変更等の取扱基準

特別史跡指定地内には、道路、橋梁などの公益上必要な施設や史跡の利活用に有効な施設・便益施設、管理上必要な建築物・工作物・地下埋設物など様々な施設が存在している。また、堀の水辺や城内に生息する植物など、自然景観を形成する多くの要素が備わっている。特別史跡としての本質的価値の保存を前提とした上で、これらの機能の維持に配慮し、現状変更等の取扱基準を定めるものとする。

この取扱基準は、(1)に示した現状変更等の内容ごとに定め、特別史跡指定地全体の共通事項として取り扱うものとする。

1) 発掘調査等及び調査成果に基づく保存・活用のための整備

遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査等は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。調査成果に基づく保存・活用のための整備を行う場合は、遺構に影響のないよう、その方法などを十分に検討した上で行う場合は認めるものとする。

2) 道路・橋梁の管理のための修繕・改修工事

公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った上で特別史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

3) 公園施設などの管理のための修繕・改修工事

史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った

上で特別史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

4) 建築物の新築、増築、改築、移転または除却

建築物の新築、増築、改築、移転については、小規模な建築物を除いて原則認めない。ただし、特別史跡の価値が維持され、地下遺構への影響や景観の保全に配慮された場合において認めることもある。建築物の除却は、遺構に影響の無いよう図った上で認めるものとする。

5) 工作物・土木構造物の新設、増設、改修、移転または除却

安全上及び防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、遺構に影響のないよう図った上で特別史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

6) 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋立てなどの地形の変更

地形復元など文化財保護のための地形変更を除き、土手の掘削や水面の埋め立てなどの地形変更は原則認めないものとする。

7) 木竹の抜根、植樹

木竹の抜根については、樹木等が遺構の保存に悪影響を及ぼしている場合、安全性が懸念される場合については認めるものとする。新たな植樹については、特別史跡の保護や景観の保全に影響を及ぼさないことを前提として、城郭としての風格形成及び四季を彩り特徴的な景観形成に資する樹木の更新・補植を除き、原則として認めない。

8) 地下埋設物の設置、改修

公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。

9) 建築物・工作物などの意匠・色彩変更

建築物・工作物などの意匠・色彩変更は、特別史跡としての価値や景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

10) その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為

その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為は、案件ごとに個別に判断する

(5) 未告示区域の現状変更等の取扱い

昭和52年（1977）に文化財保護審議会から特別史跡に指定すべき箇所として答申された二之丸と三之丸北東土塁の未告示区域については、特別史跡の本質的価値を構成する諸要素が存在していることを踏まえ、文化財保護法125条に準じて、特別史跡指定地内の取扱基準を適用するものとする。

(6) 現状変更等の実施における留意事項

- 1) 現状変更等を行う場合は、文化庁、市教育委員会等の関係機関と協議するとともに、全体整備検討会議における指導・助言を適宜得るものとする。
- 2) 現状変更等を行う範囲は、風致景観及び遺構保護の観点から、必要最小限とする。
- 3) 修復整備や構造確認のための発掘調査を行う場合は、必要最小限に留めるものとする。
- 4) 現状変更等を行う場合は、必ずその行為の実施前後及び経過の記録を残すものとする。

6-5 周辺環境の保全等

6-5-1 周辺環境を構成する諸要素の保全等

特別史跡指定地の周辺地域では、戦後より市街化が進行しており城下町関連遺構等を地域全体として保存することは難しい状況であるが、土地所有者や、関係機関等の協力のもとに、極力現状保存することが望ましい。

以下に特別史跡名古屋城跡と周辺地域が一体となった良好な環境形成に向けての保全等の方向性を示す。

(1) 特別史跡名古屋城跡に近接する周辺地域

■名城公園北園の歴史的環境の保全

- ・かつて下御深井御庭したおふけおにわとして庭園や御茶屋、薬草園等があったことから、史資料調査等を行うなど、新たな歴史的事実の解明を図る。
- ・名古屋城関連遺構等が発見された場合は、調査報告書等での記録保存を行うとともに、都市公園としての機能の維持を考慮しながら保存方法の検討を行う。
- ・長期的には、往時の下御深井御庭の姿の再現を踏まえた検討を関係機関と連携して行っていく。
- ・植栽整備等を行い、名古屋城の堀や石垣、天守閣等への眺望景観を確保する。

■三之丸の特別史跡指定地外の歴史的環境保全

- ・名古屋の都市形成の基本となった碁盤目状の街区の維持・保全を図る。
- ・発掘調査により名古屋城関連遺構等が発見された場合は、調査報告書等で記録保存する。
- ・三之丸庭園は残存している石組み等の保存を行うとともに、背面の土塁と一体的な樹木の剪定、除草等の維持管理を行う。

(2) 歴史的関連性を有する広域の周辺地域

■周辺地域に残る名古屋城関連諸要素の保全

- ・原則として各施設における保存方法に準じ、現状の維持保全に努める。
- ・史資料調査等により名古屋城に関連する新たな歴史的事実の解明を図る。

6-5-2 周辺地域の景観形成方針

特別史跡指定地内と一体となって、環境を形成している周辺地域では、指定地内への眺望景観、あるいは指定地内からの眺望景観の維持・保全を図る景観形成方針を関係機関・部署と検討する必要がある。また将来的には、これらの景観形成の考え方に基づき、史跡指定地の緩衝区域（バッファゾーン）を設定するなど保全対象とすべき範囲を定めることも関係機関・部署と検討していく。

周辺地域の景観形成は、以下の方針に基づき維持・保全・向上を図る。

(1) 景観形成の基本姿勢

- 歴史的価値を高めるための景観形成を行う
- 周辺地域から名古屋城への眺望景観の維持・保全を図る
- 天守閣からの眺望景観の維持・保全を図る

(2) 景観形成の方針

- 歴史的価値を高めるための景観形成を行う
 - ・史跡の本質的価値を最大限引き出すよう、遺構の顕在化を図り、周辺を含めた景観形成を図る。
 - ・特別史跡指定地内やその周辺における建築物や工作物などは、歴史性・地域性に十分配慮した用途・規模・形態意匠・色彩・素材などとする。
- 周辺地域から名古屋城への眺望景観の維持・保全を図る
 - ・周辺に点在する遺構や天守閣等への眺望点を把握し、景観を阻害している植栽等の維持管理の徹底や規制誘導等により景観の維持・保全を図る。
 - ・名古屋城を取り囲む散策路の環境の維持向上を図る。
- 天守閣からの眺望景観の維持・保全を図る
 - ・空間的広がりや景観的まとまり、稜線や山並みによる遠景が阻害されないよう、規制誘導等により景観の維持・保全を図る。

6-6 特別史跡追加指定等の考え方

特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する諸要素が存在するにも関わらず、文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが未告示となっている箇所や、特別史跡に指定されていない箇所についての追加指定等を推進する。

また、特別史跡の指定後に行われた所有者変更、分筆、戦災復興土地区画整理事業に伴う分合筆、町名変更などにより、一部特別史跡指定範囲の不明確な箇所が存在しているため、土地境界を確定する必要がある。

追加指定に向けては、これらの課題を整理した上で、早急に解決を図る必要がある。

(1) 特別史跡未告示区域の解消

昭和52年(1978)に文化財保護審議会から特別史跡に追加指定にすべき箇所として答申されたが、現在も未告示となっている箇所が存在している。これらの区域には特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する諸要素が存在することから、それらを適切に保存するため未告示区域の解消を目指す。現在、特別史跡未告示となっている区域は以下のとおり。

① 二之丸北部

二之丸庭園全体は名勝に指定されているが、特別史跡としては未告示となっているため、文化財としての保存が確実な状態ではないことから、未告示区域の解消に向けて取り組む。

② 二之丸南部

現在は愛知県体育館が建ち、往時の姿を偲ぶことができない状況となっている。そのため、愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、文化財としての保存を確実に行うため未告示区域の解消に向けて取り組む。

③ 三之丸北東土塁

三之丸の北東土塁は、現存する土塁のなかで未告示となっている箇所である。その他の土塁は全て特別史跡指定地となっていることから、これらと同様の保存のため未告示区域の解消に向けて取り組む。

(2) 特別史跡未指定区域の追加指定

往時の遺構が現存し、名古屋城の縄張を理解する上で重要な箇所であるにも関わらず、未指定となっている地点が存在する。これらの地点においては特別史跡指定地と同様に保存すべきであることから、追加指定に向けて文化庁等の関係機関と協議を行う必要がある。また、新たに名古屋城を形成していた遺構等が発見された場合も追加指定に向けて取り組む。

現在、追加指定を検討する地点は以下のとおり。

① 三之丸東門枳形跡堀割

築城時は土橋であった三之丸東門枳形跡の堀割が現存している。

② 久屋橋橋脚下のうち堀部分

橋脚下に江戸期の堀が現存している。

③ 三之丸土塁(東門枳形跡から南)のうち未指定となっている土塁

土塁が現存している。

④ 三之丸本町橋橋脚下堀部分及び枳形部分

堀及び枳形が現存している。

- ⑤三之丸御園橋^{みその}の橋脚下のうち堀部分など
瀬戸電敷設時に掘削除された箇所であり、堀が現存している。
- ⑥三之丸土塁^{はぼした}（巾下門枳形跡付近土塁）
土塁が良好に現存している。
- ⑦三之丸巾下門跡枳形部分
巾下門跡枳形石垣が現存している。
- ⑧巾下門跡櫓門脚台石垣（本丸2番）
巾下門跡の櫓門脚台石垣が現存している。
- ⑨水堀護岸
水堀護岸が現存している。
- ⑩水堀配水遺構
水堀の水位調節のため設けられた辰ノ口樋門の配水施設（溝と吐き出し口）が現存する。樋ノ口町線道路敷を横断する部分は、道路下に埋設保護されている。

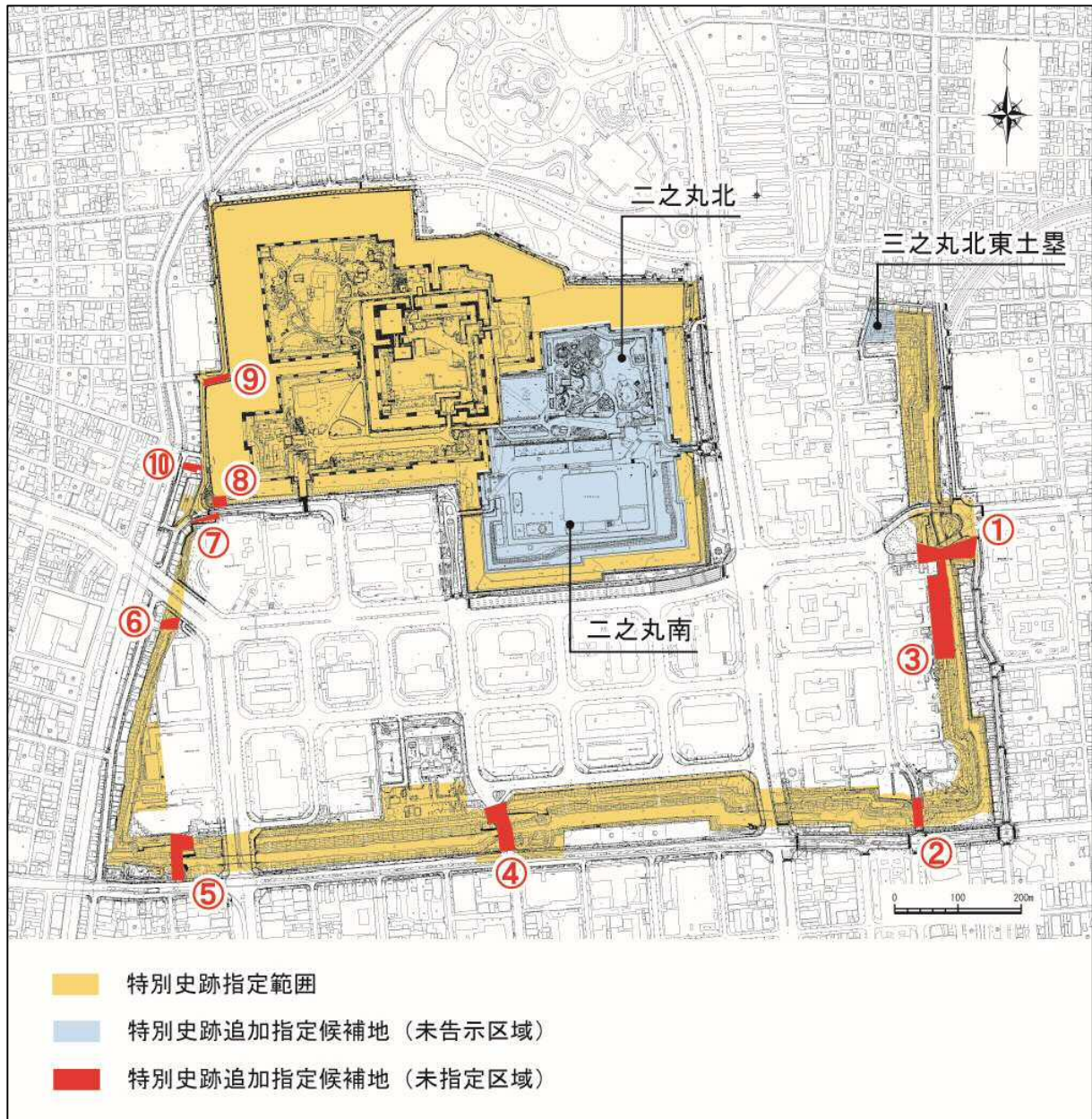


図 6-1 特別史跡追加指定候補地 位置図

(3) 特別史跡指定範囲の確定

特別史跡指定地の範囲が不明確な箇所があることから、現状を把握するための測量や現地調査を実施し、特別史跡指定範囲の確定を行っていくことが必要である。

(4) 所有者と管理者の共通認識の醸成

所有者及び管理者が異なることにより、保存状況、維持管理状況に差異が生じる可能性があるため、各所有者・管理者間での特別史跡指定地内の保存管理についての情報共有の場を設けるなどし、共通認識を醸成させることが必要である。

6-7 指定地の公有化

特別史跡指定地として一体的な保存管理を行うため、所有者の理解を得ながら指定地内にある民有地の公有化を目指すことが望ましい。

三之丸東側土塁の一部は、(株)名古屋鉄道の所有であることから、指定地としての一体的な保存管理を行うために公有化を図る必要がある。

一方、現在ウエスティンナゴヤキャッスルホテル駐車場として利用されている土地は、三之丸^{はぼした}巾下門の枳形を構成していた土塁の一部にあたる箇所であり、昭和7年(1932)の史跡指定時、同地番の一部に、土塁が残存していたため指定されたものと考えられている。しかし、史跡指定地としての認識がなかったため土塁は撤去されたが、現在も指定地となっている。また、現在、愛知縣護国神社境内地の一部となっている箇所は、史跡指定時には名古屋市の所有地であったが、昭和16年(1941)に愛知縣護国神社の所有となった。現時点では名古屋城に関連する地下遺構等の確認はできておらず、指定地となった理由は不明である。

これらの民有地については、まず指定地としての取扱いを整理した上で公有化の必要性について検討する。